

措置命令・課徴金をめぐる争い

2022/06/20. 更新

異議申立(審査請求)		取消訴訟		仮処分	
措置命令	課徴金	措置命令	課徴金	措置命令	課徴金
<p>1.だいにち堂事件(目のサプリ) (H29年3月9日措置命令)</p> <p>⇒措置命令妥当 (H30年2月2日)</p> <p>2.大正製薬事件(光触媒マスク) (R1年7月4日措置命令)</p> <p>⇒R1年10月1日 審査請求 ⇒R4年3月1日 審査請求棄却</p> <p>3.ユニヴァ・フュージョン事件(置き換えダイエット) (H31年3月19日措置命令)</p> <p>⇒R2年5月15日 措置命令取消し</p> <p>4.レッドスパイス事件(身に着ける空間除菌) (R3年3月18日 措置命令)</p> <p>⇒同年6月7日 審査請求 ⇒同年12月24日 措置命令妥当</p> <p>5.クレベリン事件 (R4年1月20日 措置命令)</p> <p>⇒R4年4月 審査請求予定</p> <p>⇒2022年5月3日、大幸薬品は今後争わないことを表明</p> <p>6.東亜産業事件(ウイルスシャットアウト) (R3年3月18日 措置命令)</p> <p>⇒R4年2月17日 審査請求棄却</p>	<p>日産自動車事件 (H29年6月14日課徴金命令)</p> <p>⇒課徴金不当 (H30年10月31日)</p> <p>⇒消費者庁取消 (H30年12月26日)</p> <p>だいにち堂事件(目のサプリ) (R2年2月3日課徴金命令)</p> <p>⇒R4年6月16日 審査請求棄却</p>	<p>1.だいにち堂事件</p> <p>⇒H30年8月 訴え提起 ⇒R2年3月4日 請求棄却</p> <p>⇒R2年10月 一審の請求棄却判決に対する控訴に対し東京高裁は控訴棄却</p> <p>⇒その後だいにち堂社は最高裁へ上告</p> <p>⇒R4年3月8日 最高裁は上告棄却 敗訴確定</p> <p>2.アマゾン事件 (2重価格。H29年12月27日措置命令)</p> <p>⇒H30年1月 訴え提起 ⇒R1年11月15日 請求棄却</p> <p>⇒控訴</p> <p>⇒R2年12月3日 高裁が控訴棄却 ⇒R3年2月21日 アマゾンが訴えを取り下げ、お詫び社告を掲載</p> <p>3.ライフサポート事件 (歳末キャンペーン価格。H31年3月6日措置命令)</p> <p>⇒R1年6月30日 訴え提起 ⇒R3年5月 敗訴確定</p> <p>4.レック事件 (亜塩素酸による空間除菌スプレー。R3年4月9日)</p> <p>⇒R3年4月9日 取消訴訟の提起を行う方針を発表 ⇒R3年4月30日 東京地裁へ取消訴訟を提起 ⇒R3年4月30日 東京地裁へ措置命令の執行停止を申立</p> <p>5.ティーライフ事件 (同梱冊子の優良誤認。R3年3月23日措置命令)</p> <p>⇒R3年3月23日 取消訴訟の提起 ⇒R3年6月4日 一審判決まで措置命令の執行停止決定 ⇒R3年4月28日 東京地裁で請求棄却</p>	なし	<p>大幸薬品事件(クレベリン) 2021年11月20日 弁明の機会</p> <p>⇒12月14日、東京地裁に措置命令の差止請求を提起すると共に仮処分の申立て</p> <p>⇒2022年1月12日 「置き型」について差止の仮処分を認めたが、置き型以外の4商品は却下</p> <p>⇒13日、却下に対し、東京高裁に即時抗告</p> <p>⇒20日、消費者庁、4商品に対し措置命令</p> <p>⇒2022年4月中旬に審査請求予定</p> <p>⇒2022年4月14日 消費者庁の不服申立てを認める決定を下した。</p> <p>⇒2022年4月15日 消費者庁は前日の東京高裁の決定に基づき、置き型2商品に対しても措置命令を下した。</p> <p>⇒2022年5月3日、大幸薬品は今後争わないことを表明</p>	なし